

## 飼料国内自給化緊急対策事業実施要領

### 第1 趣旨

配合飼料や輸入乾牧草は、世界的な穀物需要の増加や円安などの影響により価格が高騰しており、今後も高値で推移することが懸念される状況にある。

そこで、本県の畜産経営体が輸入飼料価格に左右されない国産飼料を主体にした経営構造へと転換が図れるよう自給飼料の生産拡大の取組みを支援するとともに、食品残さや未利用資源等を飼料として活用する取組みを支援することで、持続的に発展できる足腰の強い畜産経営体の確立を目指す。

### 第2 用語の定義

本事業で言う国産飼料は、以下のものとする。

- 1 食品残さとは、食品工場等の製造段階で排出される残さやレストラン、店舗などの流通段階で排出される残さで飼料として活用できる資源（以下、「食品残さ」という。）
- 2 未利用資源とは、耕種農家等における生産や選別段階で排出され、これまで飼料として活用されてこなかった残さで、飼料として活用できる資源（以下「未利用資源」という。）
- 3 飼料作物とは、稲 WCS、牧草類、飼料用トウモロコシ等、飼料として活用できるもの（以下「飼料作物」という。）

### 第3 事業の内容及び種類

本事業の種類は次のとおりとし、事業種目ごとの補助対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

- 1 国産飼料生産拡大対策  
飼料作物の生産拡大の取組に対する支援
- 2 食品残さ等飼料化対策  
食品残さや未使用資源の飼料化の検討に要する経費への補助

### 第4 事業実施主体

県内に農場あるいは事業所があり、国産飼料の生産・供給・利用拡大に取り組む以下の者とする。

- 1 畜産農家
- 2 法人及び団体（農業協同組合、農事組合法人、株式会社（農業生産法人）等）
- 3 県内に農場がある1戸以上の畜産農家を含む多様な事業者で構成される集団等（コンソーシアム等）

## 第5 事業の要件

### 1 事業実施主体

第4の2及び3の事業実施主体が事業を実施する場合は、次の事項の全てを含む規約を有するものとする。

ア 団体・集団等（以下、「団体等」という。）の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 団体等の運営に関する事項

ウ 団体等の会計、補助金の管理及び使途に関する事項

エ その他、団体等の目的達成に必要な事項

### 2 実施基準

第3の1の補助対象面積は、令和5年度の飼料作付面積に対して、令和7年3月1日までに拡大した飼料作付面積及び令和7年産の飼料作物の生産に向けて新たに土地の購入又は賃貸した面積とする。

### 3 関係法令の遵守等

本事業による補助を受ける者は、県税の滞納を行っていないほか、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年農林水産省令第74号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、飼養衛生管理基準（令和3年農林水産省令第55号）、農地法（昭和27年法律第229号）等、本事業に関係する法令・規程等を遵守し、適正に事業を実施するものとする。

## 第6 事業の実施期間

この事業の実施期間は令和6年度とする。

## 第7 事業実施等の手続き

1 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

2 所長は、事業実施主体から提出された事業実施計画について審査を行うとともに、事業実施計画が適正と認められるときは、承認するものとし、様式第2号により事業実施主体に通知するとともに、事業実施計画書の写しを知事に提出するものとする。

なお、計画の適正性を判断するにあたっては、市町村・家畜保健衛生所等とも連携のうえ、事業実施主体に対する各機関からの第5の3の関係法令の指導状況などを確認するものとする。

3 事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次に定める変更が生じる場合

には、前1項から2項に準じて手続きを行い所長の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止及び事業実施主体の変更

(2) 補助金額の増又は30%を超える減

4 県域団体が補助事業者となった場合は、事業実施計画書は知事に提出するものとする。

## 第8 助成

県は、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成措置を講ずるものとする。

## 第9 事業の実施報告

1 事業実施主体は、当該事業終了後、速やかに事業の実施報告書（様式第3号）を作成し、農場の所在地を管轄する所長に提出するものとする。

2 所長は、1の提出があった場合は、内容について必要な確認を行うとともに、その写しを知事に提出するものとする。

3 県域団体が補助事業者となった場合は、事業の実施報告書は知事に提出するものとする。

## 第10 実施状況報告

1 第3の1を実施する事業実施主体は、事業実施年度における事業実施状況報告書（様式第4号）を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに所長に報告するものとする。

2 所長は、前項に基づき提出された実施状況報告書の写しを7月末までに知事に提出するものとする。

3 所長は、本要領に定めるものの他、事業実施状況及び事業実績について必要に応じて、事業実施主体に対し調査を行い、報告を求めることができる。

4 なお、事業実施年度の翌年度の6月末までに作付が完了しない令和7年産飼料作物については事業実施年度の翌々年度の6月末までに所長に報告するものとする。所長は前項に基づき提出された実施状況報告書の写しを7月末までに知事に提出するものとする。

5 県域団体が補助事業者となった場合は、事業の実施状況報告書は知事に提出するものとする。

## 第11 事業実施上の留意点

- 1 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、経費の根拠が明確で履行確認ができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- 2 自力もしくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

#### 第12 不正行為等に対する措置

所長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し当該不正またはその疑いのある行為等に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適正な措置を講ずるように求めるものとする。

#### 第13 その他

当該事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、別に定めるものとする。

#### 付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。



〇〇農林事務所長 殿  
（県域団体にあつては、茨城県知事）

法人名又は氏名  
代表者氏名（法人の場合）

飼料国内自給化緊急対策事業実施計画書

飼料国内自給化緊急対策事業について、下記の通り実施したいので同事業実施要領第7の1の規定に基づき申請します。

記

1 申請者

経営体	<input type="checkbox"/> 畜産農家（酪農、肉用牛、養豚、養鶏、その他） <input type="checkbox"/> 飼料生産受託組織 <input type="checkbox"/> 法人及び団体 （農業協同組合、農事組合法人、株式会社（農業生産法人）等） <input type="checkbox"/> 畜産農家を含む多様な事業者で構成される任意組合 （コンソーシアム等）
-----	--

2 取組み事業メニュー

ソフト事業	<input type="checkbox"/> 国産飼料生産拡大対策 <input type="checkbox"/> 食品残さ等飼料化対策
-------	--

### 3 事業計画総括表

#### (1) 国産飼料生産拡大対策

単位：a、千円

取組み内容	生産作物	拡大面積	支援金	備考
合 計				

#### (2) 食品残さ等飼料化対策

単位：台、個、千円

取組み内容	事業費	補助金額	備考
合 計			

#### 4 添付書類

- (1) 別記様式第1号 利用計画
- (2) (コンソーシアム等複数の事業者が事業に取り組む場合) 別記様式第2号
- (3) 法人登記、団体の規約、コンソーシアム規約等
- (4) (取組み主体が畜産農家以外の場合) 畜産農家との利用契約書
- (5) その他、所長(県域団体にあつては知事)が指示した資料



(別記様式第1号) 利用計画

1 国産飼料生産拡大対策

拡大する予定のほ場住所	所有者	取組作物	作付面積		検証方法	備考 (新規性等)
			現状 (R5)	計画 (R7.3)		

添付資料

- (1) (本人名義の土地の場合) 農地台帳、登記簿、農用地利用配分計画、農用地利用集積計画等
- (2) (他人名義の土地の場合) 受託していることが証明できる書類 (契約書等)
- (3) その他事業に必要な書類

## 2 食品残さ等飼料化対策

取組み内容	利用する食品残さ	現状値 (R5)	目標値 (R9)	増減率	検証方法	備考 (新規性等)

### 添付資料

- (1) 見積書 (1社)
- (2) パンフレット
- (3) (導入を含めた) 取り組みフロー
- (4) その他事業に必要な書類

(別記様式第2号) 構成員概要

1 コンソーシアム等複数の事業者が事業に取り組む場合の構成員

所属	名称(名前)	役割	経営体
			畜産農家(畜種)、耕種農家(作物)
			畜産農家(畜種)、耕種農家(作物)
			畜産農家(畜種)、耕種農家(作物)
			畜産農家(畜種)、耕種農家(作物)

様式第2号（計画の承認）

番 号  
令和 年 月 日

殿

〇〇農林事務所長  
（県域団体にあつては、茨城県知事）

飼料国内自給化緊急対策事業実施計画の承認並びに  
同事業費補助金の内示について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった標記事業の実施計画について飼料国内自給化緊急対策事業実施要領第7の2の規定に基づき承認したので、通知します。

なお、下記のとおり補助金を内示しますので、令和6年度茨城県畜産関係事業費補助金交付要項第3条第1項の規定に基づく補助金交付申請書を令和 年 月 日までに提出願います。

記

1 補助金内示額

事業種目	補助金額
	円
合計	円

様式第3号（実施報告）

令和 年 月 日

〇〇農林事務所長 殿  
（県域団体にあつては、茨城県知事）

法人名又は氏名  
代表者氏名（法人の場合）

飼料国内自給化緊急対策事業実施報告書の提出について

別添のとおり事業を実施したので、飼料国内自給化緊急対策事業実施要領第9の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施者

経営体	<input type="checkbox"/> 畜産農家（酪農、肉用牛、養豚、養鶏、その他） <input type="checkbox"/> 飼料生産受託組織 <input type="checkbox"/> 法人及び団体（農業協同組合、農事組合法人、株式会社（農業生産法人）等） <input type="checkbox"/> 畜産農家を含む多様な事業者で構成される任意組合（コンソーシアム等）
-----	--

2 取り組み事業メニュー

<input type="checkbox"/> 国産飼料生産拡大対策 <input type="checkbox"/> 食品残さ等飼料化対策
--

3 実績概要

(1) 国産飼料生産拡大対策

作物名	拡大面積 (a)	支援金	播種年月日	収穫（予定）年月日	備考
計					

(2) 食品残さ等飼料化対策

取組み内容	事業費	負担区分		完了年月日	備考
		補助金	その他		
計					

添付資料（事業メニューに応じて）

- (1)（拡大した土地の証明書類）農地台帳、登記簿、農用地利用配分計画、農用地利用集積計画など
- (2)（他人名義の土地の場合）受託していることが証明できる書類（契約書など）
- (3) 現況写真（補助で導入した設備の全体写真）
- (4) その他事業に必要な書類

様式第 4 号（実施状況報告）

令和 年 月 日

〇〇農林事務所長 殿  
（県域団体にあつては、茨城県知事）

住 所  
団体名  
代表者氏名

飼料国内自給化緊急対策事業実施状況報告書

飼料国内自給化緊急対策事業を下記のとおり実施したので、飼料国内自給化緊急対策事業実施要領第 10 の規定に基づき、報告します。

記

- 1 実施状況  
別添のとおり  
※別記様式第 3 号を添付



(別記様式第3号) 実施状況報告書

1 事業実施者

<input type="checkbox"/> 畜産農家（酪農、肉用牛、養豚、養鶏、その他）
<input type="checkbox"/> 飼料生産受託組織
<input type="checkbox"/> 法人及び団体（農業協同組合、農事組合法人、株式会社（農業生産法人）等）
<input type="checkbox"/> 畜産農家を含む多様な事業者で構成される任意組合（コンソーシアム等）

2 取り組み事業メニュー

<input type="checkbox"/> 国産飼料生産拡大対策
<input type="checkbox"/> 食品残さ等飼料化対策

3 当該年度の実績（国産飼料生産拡大対策）

ほ場住所	面積	作物名	播種年月日	収穫（予定）年月日	農林事務所による 現地確認日